

第2回市政アンケート調査

〔テーマ・担当課〕

■調査期間	令和3年7月1日～7月15日
■調査数	654件
■回答数	574件
■有効回答率	87.8%

1. 「ふくおかさん家のうまかもん」について

(担当課：農林水産局 農業振興課)

2. 「消費生活」について

(担当課：市民局 消費生活センター)

3. 「再犯の防止」について

(担当課：市民局 防犯・交通安全課)

4. 「福岡市の教育」について

(担当課：教育委員会 教育政策課)

○ご記入いただいた個人情報は、市政アンケート調査の集計のために利用した上で、個人情報保護に関する法令などに基づき適正に管理いたします。

○提出期間を過ぎて提出されると、皆さまからの貴重なご意見を集計結果に反映できなくなりますので、**提出期限は厳守**いただきますようお願いいたします。

調査協力員番号		お名前	
---------	--	-----	--

※ 調査協力員番号は **封筒の宛名シール** に記載しております。

(返信用封筒右上に記載されている「501」ではありませんのでご注意ください。)

(提出期限) 7月15日(木)までにポストに投函してください。

《「ふくおかさん家のうまかもん」についておたずねします》

福岡市では、福岡市内で生産された農林水産物およびその加工食品の地産地消[※]を推進するために平成27年4月に「ふくおかさん家(ち)のうまかもん条例」を施行し、それらの生産、加工、利用、消費の拡大に向けた取り組みを進めているところです。

そこで、今後の施策の参考とするため市民の皆さまのご意見をお聴かせください。

※ 地産地消とは、国内の地域で生産された農林水産物（食用に供されるものに限る。）を、その生産された地域内において消費する取り組みです。

問1 「ふくおかさん家のうまかもん」とは、市内で生産された農林水産物およびその加工食品（市内で加工されたものなど）のことです。あなたは「ふくおかさん家のうまかもん」という言葉を知っていましたか。あてはまるものを1つだけ選び、番号に○をつけてください。

(N=574) 無回答 -

- | | |
|----------|------|
| 1 知っていた | 11.3 |
| 2 知らなかった | 88.7 |

問2 「ふくおかさん家のうまかもん」を販売している小売店や、料理の材料として使用している飲食店で、店舗の入り口や店内に「ふくおかさん家のうまかもん」のロゴが入ったのぼり旗やステッカーを掲示しています。あなたは、このロゴを見たことがありますか。あてはまるものを1つだけ選び、番号に○をつけてください。(N=574) 無回答 0.2

- | | |
|-----------|------|
| 1 見たことがある | 11.5 |
| 2 見たことがない | 88.3 |



「ふくおかさん家のうまかもん」のロゴ

問3 あなたは、農林水産物やその加工品を購入したり、飲食店を利用したりする際、市内産のものを優先したいと思いますか。あてはまるものを1つだけ選び、番号に○をつけてください。

(N=574) 無回答 0.3

- | | |
|-----------------|------|
| 1 優先したい | 28.2 |
| 2 どちらかといえば優先したい | 61.8 |
| 3 どちらかといえば優先しない | 5.1 |
| 4 優先しない | 4.5 |

《 すべての方におたずねします。 》

問5 あなたは、過去1年間に、テレビやインターネットなどでの通販^{*1}（ネットオークションやフリマアプリを除く）の利用に関することで、事業者とトラブルになったことがありますか。あてはまるものを1つだけ選び、番号に○をつけてください。（N=574）無回答 1.0

1 ある	→	問5-1へ	6.3
2 ない	}	問6へ	80.5
3 通販を利用していない			12.2

※1 通販（通信販売）とは

新聞や雑誌、テレビ、インターネットなどの広告を見た消費者が、郵便、電話、インターネットなどで商品の購入やサービスの利用契約の申込みを行う取引のことをいいます。

問5-1 《 問5で「1」と回答した方におたずねします。 》

そのトラブルとはどのような内容のものでしたか。あてはまるものをすべて選び、番号に○をつけてください。（n=36）無回答 -

1 返品・交換・解約ができなかった	38.9
2 ニセモノ、不良品、注文と異なる商品が届いた	30.6
3 代金を支払ったのに商品が届かなかった	13.9
4 販売業者と連絡が取れなくなった	19.4
5 注文をキャンセルしたのに、返金されなかった	-
6 定期購入 ^{*2} と気づかず契約した	16.7
7 身に覚えのない請求がされた	8.3
8 個人情報他に利用された	-
9 その他（具体的に：)	25.0

※2 定期購入とは

一度の申し込みにより、一定の間隔で継続的に商品などが届く購入形態をいいます。「初回無料」「お試し価格」など通常価格より低価格で購入できることを広告する事例があり、消費生活センターには、複数回の購入が条件と知らずに契約してしまったなどの相談が寄せられています。

◀ すべての方におたずねします。 ▶

問6 クーリング・オフは、消費者が無条件で一方向的に契約を解除できる制度です。あなたは、店舗や通信販売で購入・利用契約をした場合は、クーリング・オフができないことを知っていましたか。あてはまるものを1つだけ選び、番号に○をつけてください。(N=574) 無回答 1.2

1 知っていた 42.5

2 知らなかった 56.3

【クーリング・オフについて】

クーリング・オフとは、訪問販売などで消費者が冷静な判断をできないまま交わしてしまった契約を、一定の期間内であれば無条件で解除できる制度です。「契約は守らなければならない」とする原則の例外で、クーリング・オフができる取引は法律などで定めがある場合に限りです。

★3,000円未満の現金取引には適用されません。

★店舗購入・通信販売にはクーリング・オフは適用されませんが、事業者が返品の可否や返品期限などに関する特約を設けている場合は、それに従って返品などをすることになります。

問7 地産地消、食品ロスの削減、被災地の復興支援の商品、フェアトレード^{※3}商品の購入など、人や社会、環境に配慮した消費行動を「エシカル消費」（倫理的消費）といいます。あなたは、日頃からこの「エシカル消費」を意識して、商品やサービスを購入しようと心がけていますか。あてはまるものを1つだけ選び、番号に○をつけてください。(N=574) 無回答 0.2

- | | |
|-------------------|------|
| 1 心がけている | 11.1 |
| 2 どちらかといえば心がけている | 48.8 |
| 3 どちらかといえば心がけていない | 23.0 |
| 4 心がけていない | 16.9 |

※3 フェアトレードとは

発展途上国の作物や製品を適正な価格で継続的に取引し、生産者や労働者の生活改善と自立を支え、生産地の環境を保全する貿易のことです。

問8 成年年齢を20歳から18歳に引き下げる改正民法が令和4年4月に施行されることに伴い、「未成年者取消権^{※4}」が18歳、19歳には適用されなくなります。あなたは、このことを知っていましたか。あてはまるものを1つだけ選び、番号に○をつけてください。(N=574) 無回答 0.3

1 知っていた 33.6

2 知らなかった 66.0

※4 未成年者取消権とは

未成年者が法定代理人（親権者や未成年後見人）の同意を得ないで契約した場合、契約を取り消すことができる権利です。取り消しができるのは、法定代理人と未成年者本人です。ただし成年者であるとうそをついて結んだ契約など、取り消すことができない場合もあります。

問9 成年年齢が引き下げられた場合、若年者の消費者トラブルの増加が懸念されます。若年者の消費者トラブルを防止するために、あなたが重要だと思うことは何ですか。特にあてはまるものを3つまで選び、番号に○をつけてください。(N=574) 無回答 3.0

- | | |
|-------------------------------|------|
| 1 家庭における消費者教育の充実 | 57.3 |
| 2 学校における消費者教育の充実 | 58.5 |
| 3 地域における消費者被害防止のための学習機会の充実 | 5.6 |
| 4 企業による従業員への消費者教育 | 13.9 |
| 5 行政による消費者教育の充実 | 14.8 |
| 6 自立した消費者としての若年者本人の意識の向上 | 39.9 |
| 7 若年者が被害に遭わないための具体的な情報提供や注意喚起 | 51.4 |
| 8 若年者が相談しやすい相談窓口・手段の充実 | 32.1 |
| 9 その他（具体的に：) | 1.9 |
| 10 わからない | 1.0 |

問10 「消費者トラブル」や「消費者被害防止」について、意見・要望がございましたら、ご自由にお書きください。

【 消費者トラブルで困ったときは消費生活センターにご相談ください 】

福岡市消費生活センター

相談専用電話 092-781-0999

受付時間 月曜日～金曜日：午前9時～午後5時

第2・4土曜日：午前10時～午後4時（電話相談のみ）

※祝休日・年末年始を除く

※来所相談は予約制です

消費者ホットライン ^{い や や} 188

お近くの消費生活センターを案内します（年末年始を除く）



消費生活センター啓発キャラクター
これっキリン先生

《 「再犯の防止」についておたずねします 》

再犯の防止に関する取り組みは、国の刑事司法関係機関を中心に行われてきましたが、犯罪をした人*たちの中には、地域社会で生活する上で、様々な困難や課題を抱えている人が少なくありません。

犯罪をした人たちが、円滑に社会の一員として復帰することができるようにすることで、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指すため、国は平成28(2016)年に「再犯の防止等の推進に関する法律」、翌年に「再犯防止推進計画」を制定しています。

本市においても、犯罪や非行そのものの防止とともに再犯者を減らすことが、市民の皆さまが安全・安心に生活するために不可欠であると考え、本アンケートで、皆さまに再犯防止に関する考え方などをおたずねし、今後の施策検討の参考とさせていただきます。

※このアンケートにおいて、「犯罪をした人」とは、犯罪または非行をした人とお考えください。

問11 あなたは、「社会を明るくする運動^{※5}」を知っていますか。あてはまるものを1つだけ選び、番号に○をつけてください。(N=574) 無回答 1.4

- | | |
|---------------------|------|
| 1 言葉も、内容も知っている | 7.0 |
| 2 言葉は知っているが、内容は知らない | 22.5 |
| 3 言葉も、内容も知らない | 69.2 |

※5 すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動のことです。

問12 『再犯防止のためには、犯罪をした人たちを社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れることが自然にできる「誰一人取り残さない」社会の実現が大切である。』という意見について、どう思いますか。あなたの考えに最も近いものを1つだけ選び、番号に○をつけてください。(N=574) 無回答 0.9

- | | |
|------------------|------|
| 1 そう思う | 18.3 |
| 2 どちらかといえばそう思う | 43.4 |
| 3 どちらかといえばそう思わない | 18.3 |
| 4 そう思わない | 10.8 |
| 5 わからない | 8.4 |

問13 あなたは、再犯防止に協力する民間協力者を知っていますか。(1)～(8)のそれぞれの項目について、あてはまるものを1つずつ選び、番号に○をつけてください。

(N=574)	知っている言葉も、内容も	言葉は知っているが、内容は知らない	知らない言葉も、内容も	無回答
(1)「保護司」 犯罪をした人たちの立ち直りを地域で支えるために、保護観察の実施（定期的な面接など）、犯罪予防活動などの更生保護に関する活動を行っている人。	51.7	24.0	23.2	1.0
(2)「更生保護女性会」 地域の犯罪予防活動と犯罪をした人たちの更生支援活動（更生保護施設 ^{※6} への食事奉仕など）を行う女性ボランティア団体。	5.4	11.1	82.8	0.7
(3)「協力雇用主」 犯罪をした人たちの自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした人たちを雇用、又は雇用しようとする事業主。	38.0	22.0	39.0	1.0
(4)「BBS（Big Brothers and Sisters Movement）会」 非行少年などの自立を支援（非行少年などの「ともだち」となってその成長や自立を支援する「ともだち活動」など）するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体。	3.5	7.1	88.9	0.5
(5)「 ^{きょうかいし} 教誨師」 矯正施設 ^{※7} 在所者の希望に基づき宗教上の儀式行事及び教誨（読経や説話などによる精神的救済）を行うボランティア。	11.3	11.1	76.5	1.0
(6)「 ^{とくしめんせついいん} 篤志面接委員」 矯正施設在所者と面接し、専門的知識や経験に基づいて相談、助言及び指導などを行うボランティア。	2.4	5.4	90.2	1.9
(7)「少年補導員」 街頭補導活動や立ち直り支援活動のほか幅広い非行防止活動に従事するボランティア。	52.8	34.5	12.2	0.5
(8)「少年指導委員」 少年を有害な風俗環境から守るための補導活動や風俗営業者などへの助言に従事するボランティア。	27.2	32.1	40.1	0.7

※6 出所後、直ちに自立更生することが困難な人たちに対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供する民間の施設のことです。

※7 刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院を総称するものです。

問14 あなたは、犯罪をした人たちの立ち直りに協力したいと思いますか。あてはまるものを1つだけ選び、番号に○をつけてください。(N=574) 無回答 1.2

1 思う	}	→	問14-1 へ	8.0
2 どちらかといえば思う				31.5
3 どちらかといえば思わない	}	→	問14-2 へ	44.8
4 思わない				14.5

問14-1 ≪問14で「1」「2」と回答した方におたずねします。≫

どのような協力をしたいと思いますか。あてはまるものを3つまで選び、番号に○をつけてください。(n=227) 無回答 -

1 行政機関などの広報・啓発内容をSNSなど（ツイッター、フェイスブック、ラインなど）を活用して発信する	15.9
2 街頭キャンペーンなどへ参加する	13.7
3 民間協力者（保護司など）によるセミナーなどに参加する	20.7
4 刑務所作業製品などを購入する	60.8
5 更生保護施設に金品などを寄付する	17.6
6 地域の防犯パトロールへ参加する	29.1
7 犯罪をした人たちの相談に乗り、助言やサポートをする	22.0
8 その他（具体的に：)	7.0
9 わからない	9.3

問14-2 ≪問14で「3」「4」と回答した方におたずねします。≫

協力したいと思わない理由は何ですか。あてはまるものを3つまで選び、番号に○をつけてください。(n=340) 無回答 -

1 犯罪をした人たちとどのように接すればよいかわからないから	63.2
2 自分や家族の身に何か起きないか不安だから	49.4
3 犯罪をした人たちと関わりを持ちたくないから	33.8
4 具体的なイメージがわからないから	37.4
5 時間的余裕がないから	21.8
6 興味がないから	5.6
7 自分自身にメリットがないから	8.5
8 犯罪をした人たちに支援などするべきではないから	9.7
9 犯罪をした人たちへの支援などは国や地方公共団体が行うべきだから	8.8
10 その他（具体的に：)	15.0
11 わからない	0.3

◀ すべての方におたずねします。 ▶

問15 今後福岡市は、再犯防止のためにどのようなことに力をいれていくべきだと思いますか。特にあてはまるものを3つまで選び、番号に○をつけてください。(N=574) 無回答 1.7

1	再犯防止についての理解を深めるための広報・啓発活動	28.0
2	民間協力者（保護司など）によるセミナー、研修会などへの支援	11.7
3	被害者や犯罪をした人たちなどへの理解に関する学校教育	24.6
4	民間協力者（保護司など）に対する表彰の機会を設ける	5.9
5	犯罪をした人たちへの支援につながる窓口などの周知	25.8
6	犯罪をした人たちへの就労支援につながる取り組み	52.4
7	犯罪をした人たちへの住宅確保支援	13.4
8	犯罪をした人たちへの保健医療・福祉制度の利用促進	7.7
9	犯罪をした人たちなどに対し、被害者の置かれた状況や心情を理解させる取り組み	43.7
10	国の刑事司法関係機関（矯正管区 ^{※8} など）との連携強化	19.2
11	地域ぐるみの、再犯防止に向けた取り組みの支援	16.9
12	その他（具体的に：)	6.3
13	特にない	2.4

※8 刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院の適切な運営の管理を図ることを目的とした、法務省の地方機関のひとつで、全国に8カ所置かれています。

《 「福岡市の教育」 についておたずねします 》

福岡市では、令和元年6月に「第2次福岡市教育振興計画」を策定し、その推進に努めています。
この計画の進捗状況を確認し、今後の教育施策に反映させていくために、率直なご意見、ご要望をお聴かせくださいますよう、よろしくお願いいたします。

問16 現在の小・中・特別支援学校の子もたちの状況について、あなたが子どもだった頃に比べてのように感じますか。(1)～(13)のそれぞれの項目について、あてはまるものを1つずつ選び、番号に○をつけてください。

(N=574)	向上している	どちらかといえば向上している	ほとんど変わっていない	どちらかといえば低下している	低下している	無回答
(1) 調べたことや自分の意見、考えをまとめる力	13.9	40.2	27.0	11.5	3.8	3.5
(2) 人前で意見や考えを发表或し、表現したりする力	15.3	42.3	24.4	12.0	2.6	3.3
(3) 学校で学んだことを普段の生活に活かす力	4.2	24.6	50.0	15.0	2.6	3.7
(4) あいさつや掃除などの基本的な生活習慣	7.7	20.4	34.0	26.5	7.7	3.8
(5) がんばって勉強しようとする「やる気」	4.2	24.4	46.0	17.1	4.4	4.0
(6) 物事を計画的に行う力	4.4	24.2	49.3	16.6	1.7	3.8
(7) 粘り強く物事をやり遂げる力	2.8	14.1	36.8	36.2	5.9	4.2
(8) 社会のルールを守り、マナーを大切に思う気持ち	5.9	25.1	32.2	24.0	8.9	3.8
(9) 他者とのコミュニケーションを円滑に行う力	4.7	22.6	28.2	32.2	8.7	3.5
(10) 将来の夢に向かって自分を伸ばそうとする力	6.8	31.0	40.1	15.5	3.0	3.7
(11) 体力や健康を管理・増進する力	4.4	16.4	35.5	32.9	7.3	3.5
(12) 社会や他者の役に立ちたいと思う気持ち	3.5	18.1	48.3	20.4	6.1	3.7
(13) 自分の大切さとともに他者の大切さを認めることができること	4.0	19.5	44.9	22.5	5.6	3.5

問17 あなたがお住まいの地域（校区）の人たちの教育に関する活動や意識について、あなたはどのように感じていますか。（1）～（10）のそれぞれの項目について、あてはまるものを1つずつ選び、番号に○をつけてください。

(N=574)	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらかといえば そう思わない	そう思わない	わからない	無回答
(1)子どもたちの登下校時や道で会ったときに声かけをしている	13.2	39.7	15.3	20.4	9.9	1.4
(2)近所の子どもが悪いことや危ないことをしたら注意している	7.8	32.6	21.6	22.5	13.6	1.9
(3)近所の子どもたちの名前やその親を知っている	3.7	18.5	16.2	30.0	30.0	1.7
(4)子育てについて現在子育て中の親の相談にのったり、アドバイスをしている	2.3	15.3	21.1	26.5	32.8	2.1
(5)地域の子どもは地域全体で育てるという取り組みが見受けられる	4.9	26.8	21.1	21.8	22.6	2.8
(6)地域の安全パトロールや青少年の健全育成に取り組んでいる	12.7	43.2	13.4	12.4	16.6	1.7
(7)地域の伝統的な行事や文化を次の世代に受け継いでいる	8.0	27.9	20.4	17.1	24.6	2.1
(8)学校の行事やPTA活動に積極的に参加している	6.6	22.1	21.6	16.9	30.7	2.1
(9)地域と学校をつなぐパイプ役となって活動している	4.9	16.6	21.4	20.6	34.5	2.1
(10)地域に対する愛着や誇りを育てるような取り組みが見受けられる	5.7	25.6	21.8	17.6	27.0	2.3

問18 お住まいの校区にある小・中・特別支援学校の状況や活動について、あなたはどのように感じていますか。(1)～(10)のそれぞれの項目について、あてはまるものを1つずつ選び、番号に○をつけてください。

(N=574)	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらかといえば そう思わない	そう思わない	わからない	無回答
(1)基礎基本となる学力の向上に取り組んでいる	9.1	33.3	9.8	3.1	42.2	2.6
(2)職場体験やボランティアなどの体験活動を重視している	3.7	26.1	19.7	5.6	42.9	2.1
(3)健康な体づくりや基本的な生活習慣の形成に取り組んでいる	4.7	32.6	16.6	6.3	37.6	2.3
(4)環境や国際理解、福祉などの特色ある教育に取り組んでいる	3.5	19.7	21.3	7.8	45.6	2.1
(5)学校行事やクラブ活動・部活動などが活発に行われている	10.6	35.0	14.5	4.2	33.4	2.3
(6)地域の人材や施設などを活かした教育を行っている	3.3	19.7	20.6	7.0	47.2	2.3
(7)学校ホームページなどで学校情報を積極的に公開している	5.7	24.6	18.8	5.6	43.2	2.1
(8)PTA活動が積極的になされている	5.4	22.5	18.1	5.7	45.6	2.6
(9)学校の施設や設備が地域に開放されている	8.4	27.2	16.2	11.1	35.2	1.9
(10)学校の教育活動について全体的に満足している	4.4	29.1	13.8	7.0	43.7	2.1

問19 今後、福岡市として「魅力ある教育」を推進していくうえで、優先して取り組むべきと思うものについて、あてはまるものを5つまで選び、番号に○をつけてください。(N=574) 無回答 1.9

1	社会のルールやマナーを守る規範意識の醸成	52.6
2	自分の大切さとともに他者の大切さを認めることができる人権教育の推進	58.7
3	あいさつや掃除など基本的な生活習慣の確立・定着	47.4
4	考える、感じる、想像するなどの基盤となる国語力の強化	42.2
5	グローバル化に対応した外国語（英語）教育の推進	31.7
6	学校での学習と自分の将来との関係に気づき、学ぶ意欲が高まる キャリア教育の推進	26.5
7	プロジェクトやタブレットなどのICTを活用した教育の充実	23.9
8	学校図書館（図書室）を活用した読書活動や教育活動の充実	12.4
9	科学的思考力を育むための理数教育の充実	15.5
10	体力の向上を図るための取り組みの充実	26.0
11	少人数学級やティームティーチング ^{※9} 、習熟度別少人数指導などの きめ細かな指導体制の充実	23.3
12	小学校における一部教科担任制の推進	14.3
13	土曜日の有効活用（授業や学校行事などを土曜日に実施）	13.4
14	大学（教員・学生）や企業、地域人材などの多様な人材の活用（講師など）	18.3
15	基礎学力向上のための補充学習の機会の提供	15.5
16	学校規模の適正化（学校の統廃合や分離・新設）	6.3
17	一人ひとりの特性に応じた特別支援教育の推進	19.7
18	地域が学校運営に参加できる仕組みづくり	7.0
19	その他（具体的に：)	4.9

※9 学級を複数の教員で指導する体制のことです。

お忙しい中、調査にご協力いただきありがとうございました。
記入漏れや誤りがないか再度確認の上、同封の返信用封筒にて
ご返送をお願いします。

【標本構成（第2回）】 (N=574)

◆性別

男性.....	44.8
女性.....	55.2

◆年齢

18～29 歳.....	13.6
30 代.....	17.6
40 代.....	19.0
50 代.....	17.6
60 代.....	13.1
70 歳以上.....	19.2

◆職業

正社員・正職員.....	36.8
契約社員・派遣社員・嘱託.....	7.1
パート・アルバイト.....	13.1
会社等役員.....	3.5
自営業・家族従事者.....	5.2
専業主婦・専業主夫.....	13.4
学生.....	4.5
無職.....	14.6
その他.....	1.7

◆行政区

東区.....	20.0
博多区.....	15.0
中央区.....	13.6
南区.....	16.6
城南区.....	8.5
早良区.....	13.4
西区.....	12.9

◆居住年数

3年未満.....	9.8
3年以上5年未満.....	6.3
5年以上10年未満.....	13.2
10年以上20年未満.....	16.2
20年以上30年未満.....	17.6
30年以上.....	36.9

◆居住形態

持家の戸建て.....	29.8
持家の集合住宅.....	30.1
賃貸の戸建て.....	2.6
賃貸の集合住宅.....	35.4
社宅・寮.....	1.2
その他.....	0.9

◆家族構成

未就学児.....	16.2
小学生.....	12.5
中学生.....	6.3
高校生.....	6.8
専門学校生・短大・高専生.....	2.1
大学・大学院生.....	8.4
65歳以上75歳未満の人.....	19.3
75歳以上の人.....	15.2
「1」～「8」以外の人.....	71.8
無回答.....	1.7

※家族構成は複数回答のため、合計が100%を超える